

特記仕様書（畠地かんがい末端散水器材）

第1章 総 則

第1節 一 般

- 1 本仕様書は、令和7年度畠地帯総合整備事業（担手支援）払川第2－3期地区その1畠地かんがい末端散水器材調達に適用する。
- 2 本仕様書に定めのない事項については、農業土木工事共通仕様書（平成30年4月（令和4年4月改定）農政水産部）に準じる。

第2章 材 料

第1節 規 格

- 1 使用材料は、すべて日本産業規格または、これに準拠したものでなければならぬ。
- 2 材料の耐用年数は10年以上でなければならない。
- 3 納入材料は、納入に先立ちその品質規格寸法等について主要材料納入願いを担当者に提出すること。

第3章 散水器材の搬入

第1節 運 搬

- 1 器材の積み卸しに際しては、突き放し、放り投げ、引き卸等によって器材に衝撃を与えてはならない。特に、両端接続部、塗装部を損傷しないように必要に応じて保護を行うとともに、取扱は慎重に行わなければならない。
- 2 運搬に際しては、車体の振動等による器材の損傷を避けるため、ゴムシート、ムシロ等で保護を行うものとする。
- 3 見積もり価格に運搬料も含むものとする。

第2節 搬入場所

- 1 搬入場所は都城市梅北町（払川第2－3期地区）とする。

第4章 器材規格

第1節 散水チューブ

- 1 散水器（高畠タイプ）
 - ・標準作業圧 0.25MPa、散水量 2.60L/分程度、散水幅 12.0m（片側 6m）程度とし、末端は散水チューブ用ストッパーとする。なお、継手は別途記載する。
- 2 減圧弁
 - ・減圧弁は、口径 50mm とし、二次側圧力 0.05～0.35MPa の調整型とする。
- 3 ストレーナ
 - ・ストレーナは、ディスク式で口径 50mm とし、最大圧力 1.0MPa の架台付きの製品とする。

4 散水チューブ用継手

- ・散水チューブ用継手は、樹脂製異型ソケット $\phi 50 \times 40$ (NC オス付)、ホース用ニップル $\phi 40$ 、ホースバンド $\phi 40 \times 2$ (SUS 製) を散水器（高畠タイプ）と組みたてたものとする。

第5章 その他の特記事項

第1節 協力体制

- 1 器具を導入後、最初の水使用（散水）に当たり不具合が生じた場合には原因を明らかにし、協議のうえ製品の修理・交換を行うものとする。
- 2 器具の取扱等について、使用者からの問い合わせに対応できるよう、質問の窓口を明確にしておくこと。

第2節 連絡先

宮崎県北諸県農林振興局 総務課

TEL : 0986-23-4508

FAX : 0986-22-7473

E-mail : kitamoro-norin@pref.miyazaki.lg.jp